

小学校 学習指導要領の改訂及び 新教育課程編成・実施のポイント (音楽)

平成29年12月
大分県教育委員会

解説の構成

成果と課題

三つの柱

目標

内容

内容取扱い

1 解説書の構成

2 成果と課題 / 基本的な考え方

3 育成を目指す資質・能力の三つの柱

4 音楽科の目標 / 学年の目標

「見方・考え方」
とは
「知識」とは

5 学年の内容(第3・4学年を中心に)

6 指導計画の作成と内容の取扱い

ポイント1

- 各学年ごとに「内容の取扱い」が項目として追加されたが、内容の増減はない。
- 解説書内のゴシック体は、告示文（本文）からの引用を表す。

ひは、「思考力、判断力、表現力等」の育成に関する目標を示したものであり、音楽表現を創出することが表現領域に関すること、音楽のよさや楽しさを味わって聴くことが鑑賞領域に関することである。

現行(H20.9)

目次

| | |
|----------------------|----|
| 第1章 総説 | 1 |
| 1 改訂の経緯 | 1 |
| 2 音楽科改訂の趣旨 | 3 |
| 3 音楽科改訂の要点 | 5 |
| 第2章 音楽科の目標及び内容 | 7 |
| 第1節 音楽科の目標 | 7 |
| 1 教科の目標 | 7 |
| 2 学年の目標 | 11 |
| 第2節 音楽科の内容 | 13 |
| 1 内容の構成 | 13 |
| 2 各領域及び〔共通事項〕の内容 | 15 |
| 第3章 各学年の目標及び内容 | 20 |
| 第1節 第1学年及び第2学年の目標と内容 | 20 |
| 1 目標 | 20 |
| 2 内容 | 22 |
| 第2節 第3学年及び第4学年の目標と内容 | 35 |
| 1 目標 | 35 |
| 2 内容 | 37 |
| 第3節 第5学年及び第6学年の目標と内容 | 51 |
| 1 目標 | 51 |
| 2 内容 | 53 |
| 第4章 指導計画の作成と内容の取扱い | 67 |
| 1 指導計画作成上の配慮事項 | 67 |
| 2 内容の取扱いと指導上の配慮事項 | 71 |

新(H29.6)

目次

| | |
|----------------------|-----|
| 第1章 総説 | 1 |
| 1 改訂の経緯及び基本方針 | 1 |
| 2 音楽科の改訂の趣旨及び要点 | 6 |
| 第2章 音楽科の目標及び内容 | 9 |
| 第1節 音楽科の目標 | 9 |
| 1 教科の目標 | 9 |
| 2 学年の目標 | 15 |
| 第2節 音楽科の内容 | 19 |
| 1 内容の構成 | 20 |
| 2 各領域及び〔共通事項〕の内容 | 21 |
| 第3章 各学年の目標及び内容 | 27 |
| 第1節 第1学年及び第2学年の目標と内容 | 27 |
| 1 目標 | 27 |
| 2 内容 | 28 |
| 3 内容の取扱い | 49 |
| 第2節 第3学年及び第4学年の目標と内容 | 52 |
| 1 目標 | 52 |
| 2 内容 | 53 |
| 3 内容の取扱い | 74 |
| 第3節 第5学年及び第6学年の目標と内容 | 77 |
| 1 目標 | 77 |
| 2 内容 | 78 |
| 3 内容の取扱い | 100 |
| 第4章 指導計画の作成と内容の取扱い | 103 |
| 1 指導計画作成上の配慮事項 | 103 |
| 2 内容の取扱いについての配慮事項 | 111 |

ポイント2

- 現行学習指導要領の成果を踏まえ、課題に適切に対応できるように改善を図っていくことが求められる。

HP版解説p.6

成果(現状)

- 音楽科、芸術科（音楽）においては、
 - 音楽のよさや楽しさを感じるとともに、思いや意図を持って表現したり味わって聴いたりする力を育成すること
 - 音楽と生活との関わりに関心を持って、生涯にわたり音楽文化に親しむ態度を育むこと等に重点を置いて、その充実を図ってきた。

課題

- ◆ 感性を働かせ、他者と協働しながら音楽表現を生み出したり、音楽を聴いてそのよさや価値等を考えたりしていくこと
 - ◆ 我が国や郷土の伝統音楽に親しみ、よさを一層味わえるようにしていくこと
 - ◆ 生活や社会における音や音楽の働き、音楽文化についての関心や理解を深めていくこと
- については、更なる充実が求められる。

(参考) 現行学習指導要領の改善の基本方針

- 音楽科、芸術科（音楽）については、その課題を踏まえ、音楽のよさや楽しさを感じるとともに、思いや意図をもって表現したり味わって聴いたりする力を育成すること、音楽と生活とのかかわりに関心をもって、生涯にわたり音楽文化に親しむ態度をはぐくむことなどを重視する。
- このため、子どもの発達の段階に応じて、各学校段階の内容の連続性に配慮し、歌唱、器楽、創作、鑑賞ごとに指導内容を示すとともに、小・中学校においては、音楽に関する用語や記号を音楽活動と関連付けながら理解することなど表現と鑑賞の活動の支えとなる指導内容を〔共通事項〕として示し、音や音楽を知覚し、そのよさや特質を感じ取り、思考・判断する力の育成を一層重視する。
- 創作活動は、音楽をつくる楽しさを体験させる観点から、小学校では「音楽づくり」、中・高等学校では「創作」として示すようにする。また、鑑賞活動は、音楽の面白さやよさ、美しさを感じ取ることができるようにするとともに、根拠をもって自分なりに批評することのできるような力の育成を図るようにする。
- 国際社会に生きる日本人としての自覚の育成が求められる中、我が国や郷土の伝統音楽に対する理解を基盤として、我が国の音楽文化に愛着をもつとともに他国の音楽文化を尊重する態度等を養う観点から、学校や学年の段階に応じ、我が国や郷土の伝統音楽の指導が一層充実して行われるようにする。

■ 今回の改訂は、現行学習指導要領の延長線上にあり、「質」を高める改訂である。

- ・ これまでも行ってきた内容を“より充実”させていく、という考え。

HP版解説p.6

改訂の基本的な考え方

小学校

※ゴシック体は小学校のみの文言

- 音楽に対する感性を働かせ、他者と協働しながら、音楽表現を生み出したり音楽を聴いてそのよさなどを見いだしたりすることができるよう、内容の改善を図る。
- 音や音楽と自分との関わりを築いていけるよう、生活や社会の中の音や音楽の働きについての意識を深める学習の充実を図る。
- 我が国や郷土の音楽に親しみ、よさを一層味わうことができるよう、和楽器を含む我が国や郷土の音楽の学習の充実を図る。

改訂の基本的な考え方

中学校

※ゴシック体は中学校のみの文言

- 音楽に対する感性を働かせ、他者と協働しながら、音楽表現を生み出したり音楽を聴いてそのよさや美しさなどを見いだしたりすることができるよう、内容の改善を図る。
- 音や音楽と自分との関わりを築いていけるよう、生活や社会の中の音や音楽の働き、音楽文化についての理解を深める学習の充実を図る。

(参考) 現行学習指導要領の改善の基本方針<抜粋>

- 音楽科、芸術科（音楽）については、音楽のよさや楽しさを感じるとともに、思いや意図をもって表現したり味わって聴いたりする力を育成すること、音楽と生活とのかかわりに関心をもって、生涯にわたり音楽文化に親しむ態度をはぐくむことなどを重視する。
- 鑑賞活動は、音楽の面白さやよさ、美しさを感じ取ることができるようにするとともに、根拠をもって自分なりに批評することのできるような力の育成を図るようにする。
- 国際社会に生きる日本人としての自覚の育成が求められる中、我が国や郷土の伝統音楽に対する理解を基盤として、我が国の音楽文化に愛着をもつとともに他国の音楽文化を尊重する態度等を養う観点から、学校や学年の段階に応じ、我が国や郷土の伝統音楽の指導が一層充実して行われるようにする。

■ 音楽科の目標や内容を「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で整理。

HP版解説p.3

育成を目指す資質・能力の明確化

学びを人生や社会に生かそうとする
学びに向かう力・人間性等の涵養

どのように社会・世界と関わり、
よりよい人生を送るか

「確かな学力」「健やかな体」「豊かな心」を
総合的にとらえて構造化

何を理解しているか
何ができるか

生きて働く
知識・技能の習得

理解していること・できる
ことをどう使うか

未知の状況にも対応できる
思考力・判断力・表現力等の育成

今回の改訂では、知・徳・体にわたる「生きる力」を子供たちに育てるために「何のために学ぶのか」という音楽科としての学ぶ意義を共有しながら、授業の創意工夫や教科書等の教材の改善を引き出していくことができるようするため、全ての教科等の目標及び内容を

- 「知識及び技能」
- 「思考力、判断力、表現力等」
- 「学びに向かう力、人間性等」

の三つの柱で再整理した。

＜教科の目標の改善＞

- 音楽科で育成を目指す資質・能力を、「生活や社会の中の音や音楽（音楽文化）と豊かに関わる資質・能力」と規定。 ※（ ）内は中学校のみ
- 子どもたちが、卒業後も音楽と関係を持っていくために必要な資質・能力を育成していく、ということ。
- そのために必要な中身が、「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」である。

HP版解説p.6,9～14

（現行）小学校音楽科の目標

表現及び鑑賞の活動を通して、音楽を愛好する心情と音楽に対する感性を育てるとともに、音楽活動の基礎的な能力を培い、豊かな情操を養う。

（新）小学校音楽科の目標

表現及び鑑賞の活動を通して、音楽的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の音や音楽と豊かに関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

音楽活動の基礎的な能力

(1) 知識及び技能

(1) 曲想と音楽の構造などとの関わりについて理解するとともに、表したい音楽表現をするために必要な技能を身に付けるようにする。

「音楽活動の基礎的な能力とは」

- ▶ 児童が感じたことや心に描いたことを、自らの声や楽器あるいは自らつくった音楽を通して表現することや、音楽のよさや面白さ、美しさを感じ取りながら、想像力を働かせて聴くことができる能力。

(2) 思考力、判断力、表現力等

(2) 音楽表現を工夫することや、音楽を味わって聴くことができるようにする。

(3) 学びに向かう力、人間性等

(3) 音楽活動の楽しさを体験することを通して、音楽を愛好する心情と音楽に対する感性を育むとともに、音楽に親しむ態度を養い、豊かな情操を培う。

- 音楽科は活動を通して学習していく教科である。

HP版解説p.9

（新）小学校音楽科の目標

表現及び鑑賞の活動を通して、音楽的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の音や音楽と豊かに関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 曲想と音楽の構造などとの関わりについて理解するとともに、表したい音楽表現をするために必要な技能を身に付けるようにする。
- (2) 音楽表現を工夫することや、音楽を味わって聴くことができるようにする。
- (3) 音楽活動の楽しさを体験することを通して、音楽を愛好する心情と音楽に対する感性を育むとともに、音楽に親しむ態度を養い、豊かな情操を培う。

- ▶ 「見方・考え方」の前に「活動を通して」としているのは、音楽科は多様な音楽活動を通して学習が行われる教科だからである。
- ▶ 音楽科の学習が、児童の音楽活動と離れた個別の知識の習得や、技能の機械的な訓練にならないようにすることが大切である。

(参考)
国語科 言葉による見方・考え方を働かせ…
算数科 数学的な見方・考え方を働かせ…

音楽活動の中でどのような学習をするのか。そこに、「見方・考え方」が必要である。

音楽的な見方・考え方とは

「音楽に対する感性を働かせ、音や音楽を、音楽を形づくっている要素とその働きの視点で捉え、自己のイメージや感情、生活や文化などと関連付けること」であると考えられる。

- 音や音楽の対象を、**どういう視点で捉えたり考えたりするかが「見方・考え方」である。**
 - ・ 前半は、「音」としてどう捉えるか。後半は、音や音楽が人間の生活や感情の中で「**どういう存在**」であるか。
- **音楽科の学習は、児童が音や音楽の存在に気づき、それらを主体的に捉えることによって成立する。**
- **資質・能力の育成に当たっては、生徒が「音楽的な見方・考え方」を働かせて学習活動に取り組めるようにする。**

HP版解説p.10,11

音楽的な見方・考え方とは

「音楽に対する感性を働かせ、音や音楽を、音楽を形づくっている要素とその働きの視点で捉え、自己のイメージや感情、生活や文化などと関連付けること」と考えられる。

「音楽」に対する感性とは

音や音楽の美しさなどを感じ取るとき心の働きを意味している。音楽科の学習は、音や音楽を捉えることが必要である。

- エアコンの音が鳴っている…。しかし、聞こえているけどそれを「認識していない」場合もある。
- 自分で音や音楽を意思をもって捕まえにいかなければならない。捕まえに行くことで、自然と感性が働く。

現行学習指導要領：
[共通事項ア]要素・知覚・感受

- 音楽的な見方・考え方は、音楽的な見方・考え方を働かせた音楽科の学習を積み重ねることによって広がったり深まったりするなどし、その後の人生においても生きて働くものとなる。
- 今回の改訂は、音楽的な見方・考え方を働かせることにより、音楽科における深い学びの視点から授業改善の一層の工夫がなされることを期待するものである。

見方・考え方が働いたとは…

「見方・考え方」は、将来的に働いてくれると嬉しい。BGMが鳴っていても反応しないのではなく、学校の授業の内容が生きて「あ、これ日本っぽいな（京都っぽいな）」と感じるだけでよい。

私たちは、音楽の専門家を育てているわけではないが、生活・社会の中に音や音楽はたくさんある。その音楽に、反応して心豊かな生活を歩んでほしい、ということを目指す。

ポイント8

音楽的な見方・考え方は

- 「見方・考え方」は、**資質・能力ではなく、授業改善の大事なポイントである。**
 - ・ 子どもに身に付けるものではない。
- **児童が「音楽を捉え・関連付けて考えている」とき「見方・考え方」が働いている。**
 - ・ 音楽の授業で「見方・考え方」を働かせて学習活動できるようにしていくことで、子どもたちの中に「見方・考え方」が残っていく。
- 「見方・考え方」を働かせる授業になっているかが**重要である。**
 - ・ 日々の授業について、子どもたちが「見方・考え方」を働かせるということができていただろうか、そういう場面が位置付けていたか、という視点で振り返ってみる。
 - ・ これまでもよい実践には「見方・考え方」が働いていた。
 - ・ 子どもたちが「見方・考え方」を働かせることができるような授業プランを考える必要がある。「音楽を捉えるという場面」があるか、「生活や社会などと関連付けて考えていく場面」があるか。それがないと、子どもたちは「見方・考え方」を働かせようがない。

- 音楽科における「知識」とは、「曲想と音楽の構造などとの関わり」について理解させることである。
- ・ 子どもたちが関連付けたり組み合わせたりしながら自分で作り出していくもの。
- 曲名や、音符、休符、記号や用語の名称などの知識のみを指すものではない。

HP版解説p.7,12

(新)小学校音楽科の目標<抜粋>

表現及び鑑賞の活動を通して、音楽的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の音や音楽と豊かに関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 曲想と音楽の構造などとの関わりについて理解するとともに、表したい音楽表現をするために必要な技能を身に付けるようにする。

「4分音符が分かる」

→4分音符がこの曲でどんな働きをしているのかが分かる。

「木琴の音が分かる」

→演奏方法を変えると音色が変わることが分かる。

曲想と音楽の構造などとの関わり

「曲想と音楽の構造などとの関わりについて理解する」とは、

- 表現や鑑賞の活動を通して、対象となる音楽に固有の雰囲気や表情などを感じ取りながら、「音楽から喚起される自己のイメージや感情」と「音楽を形づくっている要素の表れ方や、音楽を特徴付けている要素と音楽の仕組み」との関わり合いなどとの関係を捉え、理解することである。
- なお、「音楽の構造など」としているのは、歌唱分野における「歌詞の内容」も含んでいるからである。

<中学校では…>

- その音楽固有の雰囲気や表情、味わいなどを感じ取りながら、自己のイメージや感情の動きと音楽の構造や背景などとの関わりを捉え、理解することである。
- したがって、単に教材となる曲の形式などを覚えたり、曲が生まれた背景に関するエピソードなどを知ったりするのみでは、理解したことにはならないことに留意する必要がある。

形式・背景に関するエピソードを覚えるといった場面があってもよいが、それを覚えたから知識事項が十分であるとは言えない。よって、「曲想と音楽の構造などとの関わり」としている。単に覚えただけでは、「知識」の一部ではあるが、学習を通して理解したとは言えない。

- 「知識」の指導に当たっては、表現や鑑賞に生きるものにする（役立つものにする）。
- ・ 自分との関わりの中で理解できるようにする。
- 「知識」は、更新されていく（再構築されていく）ものである。
- ・ 新たな事柄を知ることのみに留まるものではない。

HP版解説p.13

音楽科における「知識」とは、

- 音楽を形づくっている要素などの働きについて理解し、表現や鑑賞などに生かすことができるような知識である。

(例) *ff* が「とても強い」を覚えさせたが、授業で扱う教材に出てこないのでは意味がない。

- 「音楽から喚起される自己のイメージや感情」と「音楽を形づくっている要素の表れ方や、音楽を特徴付けている要素と音楽の仕組み」との関わり合いなどとの関係を捉え、理解することである。

(例) 「モルダウ」を聴いて、「『知識』があったのでより感動がました」など、「知識」が生きていかないと意味がない。客観的な事実として覚えているだけでは駄目である。

- 児童一人一人が、体を動かす活動などを含むような学習過程において、音楽に対する感性などを働かせて感じ取り、理解したものであり、個々の感じ方や考え方等に応じて習得されたり、新たな学習過程を通して更新されたりしていくものである。

(例) 音楽は、今日聴いた感情と同じ曲を10年後に聴いた感情が異なる場合がある。「楽しい」と感じた曲でも、ある時その音楽と悲しい出来事が重なると「楽しい」とは感じない場合もある。音楽の捉え方・理解の仕方は常に変わっていく。この変わっていくことが「再構築」されるということである。

- ◆ このように習得された「知識」は、その後の学習や生活においても活用できるものとなる。したがって、「知識」の習得は、単に新たな事柄を知ることのみに留まるものではない。

■ 各学年の目標も、育成を目指す資質・能力の三つの柱に基づいて示される。

HP版解説p.15

(新)学年の目標

| | 第1学年及び第2学年 | 第3学年及び第4学年 | 第5学年及び第6学年 |
|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 知識及び技能 | (1) 曲想と音楽の構造などとの関わりについて気付くとともに、音楽表現を楽しむために必要な歌唱、器楽、音楽づくりの技能を身に付けるようにする。 | (1) 曲想と音楽の構造などとの関わりについて気付くとともに、表したい音楽表現をするために必要な歌唱、器楽、音楽づくりの技能を身に付けるようにする。 | (1) 曲想と音楽の構造などとの関わりについて理解するとともに、表したい音楽表現をするために必要な歌唱、器楽、音楽づくりの技能を身に付けるようにする。 |
| (2) 思考力、判断力、表現力等 | (2) 音楽表現を考えて表現に対する思いをもつことや、曲や演奏の楽しさを見いだしながら音楽を味わって聴くことができるようにする。 | (2) 音楽表現を考えて表現に対する思いや意図をもつことや、曲や演奏のよさなどを見いだしながら音楽を味わって聴くことができるようにする。 | (2) 音楽表現を考えて表現に対する思いをもつことや、曲や演奏のよさなどを見いだしながら音楽を味わって聴くことができるようにする。 |
| (3) 学びに向かう力、人間性等 | (3) 楽しく音楽に関わり、協働して音楽活動をする楽しさを感じながら、身の回りの様々な音楽に親しむとともに、音楽経験を生かして生活を明るく潤いのあるものにしようとする態度を養う。 | (3) 進んで音楽に関わり、協働して音楽活動をする楽しさを感じながら、様々な音楽に親しむとともに、音楽経験を生かして生活を明るく潤いのあるものにしようとする態度を養う。 | (3) 主体的に音楽に関わり、協働して音楽活動をする楽しさを感じながら、様々な音楽に親しむとともに、音楽経験を生かして生活を明るく潤いのあるものにしようとする態度を養う。 |

参考：(現行)第3学年及び第4学年の目標

- (1) 進んで音楽にかかわり、音楽活動への意欲を高め、音楽経験を生かして生活を明るく潤いのあるものにする態度と習慣を育てる。
- (2) 基礎的な表現の能力を伸ばし、音楽表現の楽しさを感じ取るようにする。
- (3) 様々な音楽に親しむようにし、基礎的な鑑賞の能力を伸ばし、音楽を味わって聴くようにする。

■ 内容の構成は、現行学習指導要領と同様「A表現」「B鑑賞」「[共通事項]」で示される。

HP版解説p.19

教科の目標

表現及び鑑賞の活動を通して、音楽的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の音や音楽と豊かに関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

知識及び技能

(1)曲想と音楽の構造などとの関わりについて理解するとともに、表したい音楽表現をするために必要な技能を身に付けるようにする。

思考力、判断力、表現力等

(2)音楽表現を工夫することや、音楽を味わって聴くことができるようにする。

学びに向かう力、人間性等

(3)音楽活動の楽しさを体験することを通して、音楽を愛好する心情と音楽に対する感性を育むとともに、音楽に親しむ態度を養い、豊かな情操を培う。

学年の目標

(1)各学年の「知識及び技能」の習得に関する目標

(2)各学年の「思考力、判断力、表現力等」の育成に関する目標

(3)各学年の「学びに向かう力、人間性等」の涵養に関する目標

(例)第3学年及び第4学年

(1) 曲想と音楽の構造などとの関わりについて気付くとともに、表したい音楽表現をするために必要な歌唱、器楽、音楽づくりの技能を身に付けるようにする。

(2)音楽表現を考えて表現に対する思いや意図をもつことや、曲や演奏のよさなどを見いだしながら音楽を味わって聴くことができるようにする。

(3)進んで音楽に関わり、協働して音楽活動をする楽しさを感じながら、様々な音楽に親しむとともに、音楽経験を生かして生活を明るく潤いのあるものにしようとする態度を養う。

内容の構成

A表現

B鑑賞

[共通事項]

(1)歌唱の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(2)器楽の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(3)音楽づくりの活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(1)鑑賞の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(1)「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

全て同じ重要度。順番は関係なし。

ア 歌唱分野における「思考力、判断力、表現力等」
イ 歌唱分野における「知識」
ウ 歌唱分野における「技能」

ア 器楽分野における「思考力、判断力、表現力等」
イ 器楽分野における「知識」
ウ 器楽分野における「技能」

ア 音楽づくり分野における「思考力、判断力、表現力等」
イ 音楽づくり分野における「知識」
ウ 音楽づくり分野における「技能」

ア 鑑賞領域における「思考力、判断力、表現力等」
イ 鑑賞領域における「知識」

ア 表現及び鑑賞の学習において共通に必要な「思考力、判断力、表現力等」
イ 表現及び鑑賞の学習において共通に必要な「知識」

- 「A表現」では、資質・能力を育てるために、ア、イ、ウを適切に関連させて扱うこと。
- 「B鑑賞」では、資質・能力を育てるために、ア、イを適切に関連させて扱うこと。
- 各領域とも、〔共通事項〕との関連を十分に図った題材を構成すること。

HP版解説p.21～24

(現行)第3学年及び第4学年「A表現」(1)歌唱

- ア 範唱を聴いたり、ハ長調の楽譜を見たりして歌うこと。
- イ 歌詞の内容、曲想にふさわしい表現を工夫し、思いや意図をもって歌うこと。
- ウ 呼吸及び発音の仕方に気を付けて、自然で無理のない歌い方で歌うこと。
- エ 互いの歌声や副次的な旋律、伴奏を聴いて、声を合わせて歌うこと。

(新)第3学年及び第4学年「A表現」(1)歌唱

- (1) 歌唱の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
- ア 歌唱表現についての知識や技能を得たり生かしたりしながら、曲の特徴を捉えた表現を工夫し、どのように歌うかについて思いや意図をもつこと。
 - イ 曲想と音楽の構造や歌詞の内容との関わりについて気付くこと。
 - ウ 思いや意図に合った表現をするために必要な次の(ア)から(ウ)までの技能を身に付けること。
 - (ア) 範唱を聴いたり、ハ長調の楽譜を見たりして歌う技能
 - (イ) 呼吸及び発音の仕方に気を付けて、自然に無理のない歌い方で歌う技能
 - (ウ) 互いの歌声や副次的な旋律、伴奏を聴いて、声を合わせて歌う技能

- 〔共通事項〕の学習は、要素を学ぶことではなく、聴き取ったことと感じ取ったこととの関わりについて考えることである。
- 〔共通事項〕は、表現及び鑑賞の学習において共通に必要な資質・能力である。
- 音楽を形づくっている要素は、一括して示されている。

HP版解説p.24～26

(現行)〔共通事項〕第3学年及び第4学年

- (1) 「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を指導する。
- ア 音楽を形づくっている要素のうち次の(ア)及び(イ)を聴き取り、それらの働きが生み出すよさや面白さ、美しさを感じ取ること。
 - (ア) 音色、リズム、速度、旋律、強弱、音の重なり、音階や調、拍の流れやフレーズなどの音楽を特徴付けている要素
 - (イ) 反復、問いと答え、変化などの音楽の仕組み
 - イ 音符、休符、記号や音楽にかかわる用語について、音楽活動を通して理解すること。

(新)〔共通事項〕第3学年及び第4学年

- (1) 「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
- ア 音楽を形づくっている要素を聴き取り、それらの働きが生み出すよさや面白さ、美しさを感じ取りながら、聴き取ったことと感じ取ったこととの関わりについて考えること。
 - イ 音楽を形づくっている要素及びそれらに関わる音符、休符、記号や用語について、音楽における働きと関わらせて理解すること。

- 指導に当たっては、音楽を形づくっている要素のうちどのような要素を聴き取ったのかということと、その要素の働きによってどのような特質や雰囲気を感じ取ったのかということとを、それぞれ確認しながら結び付けていけるようにすることが重要となる。
- そのため、今回の改訂では、聴き取ったこと・感じ取ったことに留まらず、聴き取ったことと感じ取ったこととの関わりについて考えることとし、その重要性を一層明確にした。

例) f は「強い」という意味。効果を理解。
 ・なぜ f なのか? 概念を広げていく
 ・あるのとならないのはどう違うのか?

- 現行でも重要なものとして記載している。
- 〔共通事項〕は要素に関する学習ではない。

■ 障がいのある児童などの指導に当たっては、個々の児童の困難さに応じた指導内容や指導方法を工夫すること。

HP版解説p.93～94

(新)第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(7) 障害のある児童などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

■ 音楽科における障がいのある児童への配慮

| | | 小学校 |
|----|-----|--------------------------------------------------------------------|
| 音楽 | 困難 | ●音楽を形づくっている要素（リズム、速度、旋律、強弱、反復等）の聴き取りが難しい場合 |
| | 留意 | ○要素に着目しやすくなるようにする。 ☒○動作化する際は、決められた動きのパターンを習得するような活動にならないよう留意する。 |
| | 配慮例 | ・音楽に合わせて一緒に拍を打ったり体を動かしたりする。 ・要素の表れ方を視覚化、動作化する。 など |
| | 困難 | ●多くの声部が並列している楽譜など、情報量が多く、自分がどこに注目したらよいか混乱しやすい場合 |
| | 留意 | ☒○視覚的に情報を整理する。 |
| | 配慮例 | ・拡大楽譜などを用いて声部を色分けする。 ・リズムや旋律を部分的に取り出してカードにする。 |
| | | 実際の指導場面では、個々の児童の困難さに応じて、児童の心理面などにも配慮しつつ、適切かつ臨機応変に指導を講じることが求められる。 |

小学校学習指導要領解説 音楽編

第4章 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画作成上の配慮事項

(7) 障害のある児童などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

障害者の権利に関する条約に掲げられたインクルーシブ教育システムの構築を目指し、児童の自立と社会参加を一層推進していくためには、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校において、児童の十分な学びを確保し、一人一人の児童の障害の状態や発達の段階に応じた指導や支援を一層充実させていく必要がある。

通常の学級においても、発達障害を含む障害のある児童が在籍している可能性があることを前提に、全ての教科等において、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導や支援ができるよう、障害種別の指導の工夫のみならず、各教科等の学びの過程において考えられる困難さに対する指導の工夫の意図、手立てを明確にすることが重要である。

これを踏まえ、今回の改訂では、障害のある児童などの指導に当たっては、個々の児童によって、見えにくさ、聞こえにくさ、道具の操作の困難さ、移動上の制約、健康面や安全面での制約、発音のしにくさ、心理的な不安定、人間関係形成の困難さ、読み書きや計算等の困難さ、注意の集中を持続することが苦手であることなど、学習活動を行う場合に生じる困難さが異なることに留意し、個々の児童の困難さに応じた指導内容や指導方法を工夫することを、各教科等において示している。

その際、音楽科の目標や内容の趣旨、学習活動のねらいを踏まえ、学習内容の変更や学習活動の代替を安易に行うことがないよう留意するとともに、児童の学習負担や心理面にも配慮する必要がある。

なお、学校においては、こうした点を踏まえ、個別の指導計画を作成し、必要な配慮を記載し、翌年度の担任等に引き継いだりすることが必要である。

- 言語活動を、「A表現」及び「B鑑賞」の指導において扱うよう改善・充実した。
- 和楽器を、中学年の旋律楽器の例示に追加した。(現行は高学年のみ)
- 歌唱共通教材の曲目や取扱いについては、現行と同様である。

HP版解説p.111～

(新)第3 指導計画の作成と内容の取扱い

2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) ア 音楽によって喚起されたイメージや感情、音楽表現に対する思いや意図、音楽を聴いて感じ取ったことや想像したことなどを伝え合い共感するなど、音や音楽及び言葉によるコミュニケーションを図り、音楽科の特質に応じた言語活動を適切に位置付けられるよう指導を工夫すること。

- (5) 各学年の「A表現」の(2)の楽器については、次のとおり取り扱うこと。

- ウ 第3学年及び第4学年で取り上げる旋律楽器は、既習の楽器を含めて、リコーダーや鍵盤楽器、和楽器などの中から児童や学校の実態を考慮して選択すること。

移行措置並びに移行期間中における学習指導等について 文部科学省告示第93号(平成29年7月7日)

7 音楽(小学校)

平成30年度及び平成31年度の第1学年から第6学年までの音楽の指導に当たっては、現行小学校学習指導要領第2章第6節の規定にかかわらず、その全部又は一部について新小学校学習指導要領第2章第6節の規定によることができる。

学習指導上の留意事項

※29文科初第536号(平成29年7月7日)事務次官通知より抜粋

- 移行期間中に新小学校学習指導要領によることができるとされている教科において、実際に新小学校学習指導要領による場合には、その内容に応じて適切な教材を用いるとともに、所要の授業時数を確保して指導が行われるようにすること。
- 現行小学校学習指導要領及び新小学校学習指導要領において目標および内容を2学年まとめて示している教科については、特に、平成31年度の指導に当たっては、翌年度を見通した適切な指導計画を作成して指導し、平成32年度の指導に当たっては、前年度における指導内容を踏まえて適切な指導計画を作成して指導する必要があることに十分留意し、新小学校学習指導要領に円滑に移行できるようにすること。

移行期間中における学習評価の取扱い

- 移行期間中における学習評価の在り方については、移行期間に追加して指導する部分を含め、現行小学校学習指導要領の下の評価規準等に基づき、学習評価を行うこととし…(省略)



新大分スタンダード

新大分スタンダードで
主体的・対話的で深い学びを実現！

「学びに向かう力」と思考力・判断力・表現力を育成するワンランク上の授業

1 1時間完結型

「主体的な学び」を促す「めあて」「課題」「まとめ」「振り返り」

- *学習の見通しをもたせ、意欲を高める「めあて」
- *学びの成果を実感し、学んだことや意欲・問題意識等を次につなげる「振り返り」
- *追究すべき事柄を明確にする「課題」、追究した結果を明確にする「まとめ」

2 板書の構造化

*思考を整理したり促したりする板書、思考の過程を振り返ることができる板書

3 習熟の程度に応じた指導

- *「**具体的な評価規準**」に基づく確かな見取り
- *「**努力を要する状況**」の児童生徒に対する手立ての工夫



安心して学べる「学びに向かう学習集団」

4 生徒指導の3機能を意識した問題解決的な展開

主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）を創造する学習展開

各教科等の見方・考え方を働かせて展開する「課題設定⇒情報収集⇒整理分析⇒まとめ・発信・交流⇒振り返り・評価」等の学習過程の中で行われる

- *知識の関連付け、問いの発見・解決、自己の考えの形成、思いや考えに基づく創造
- *様々な人との対話・協働による自分の考えの深化・拡充

H29.5.1

小学校音楽科 題材計画(例) 【第5・6学年 歌唱】

【題材のねらい】

合唱活動を通して、①歌詞の内容や曲想を生かした表現を工夫し、思いや意図をもって歌う力、②声部の歌声や全体の響き、伴奏を聴いて、声を合わせて歌う力を育成する。

1時
～
3時

【めあて】音程やリズムに気をつけて歌おう。

- ・楽曲全体の曲想や歌詞の内容を把握する。
- ・自分のパートの音程等を理解する。

振り返り

4時
5時

【課題】自分たちの合唱をより表現豊かにするにはどうすればよいか。

①

■現状の歌声

②

【課題】の提示

- 考える
- ・合唱に足りない点、課題点
- ・工夫する点
- ※個人、パート別

③

- 共有する／発表する
- ・合唱に足りない点、課題点
- ・工夫する点
- ※全体、パート別

④

【まとめ】

- 確認する
- ・音の長さ
- ・音の強弱
- ・他パートを意識

★【課題】と【まとめ】を踏まえた合唱活動(練習)

⑤

■練習する※個別、パート別

⑥

■全体合唱

⑦

■振り返り

6時

【めあて】全体の響きに気をつけながら合唱を仕上げよう

振り返り

【題材の振り返り】(記述例)録音した合唱を聴くことで、自分たちの合唱に足りない点を気付くことができた。その足りない点について、練習を重ねることでより表現豊かな合唱をつくることができた。